

みなさまのご協力を、よろしくお願いいたします。

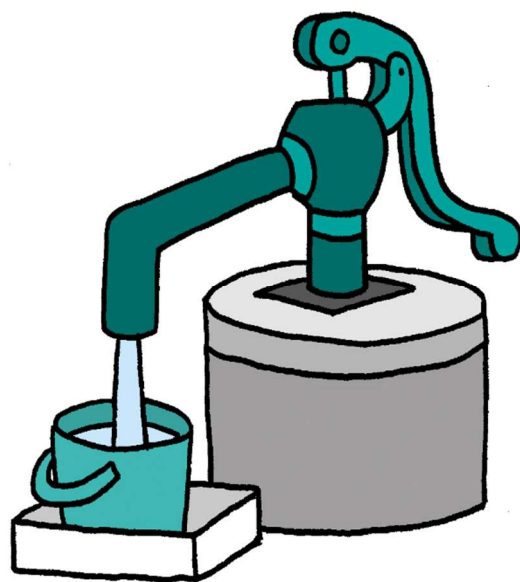
災害時協力井戸の手引き

① 災害時協力井戸とは

② 井戸の登録について

③ 災害が起きたら！

④ 利用される方への注意事項！



1 災害時協力井戸とは？

大きな地震などの大規模な災害発生時には、水道が断水し長期間にわたり水が確保できない恐れがあります。この間、公的な体制だけでは、対応が追いつかないことも考えられ、トイレや洗濯に使う生活用水の不足が予想されます。

小松島市では、大規模な災害が発生し、水道の給水が停止したとき、近隣被災者の方々に、生活用水として、井戸水を提供していただける井戸を『災害時協力井戸』として登録を進めております。制度の趣旨をご理解いただき、ご登録のほどよろしく申し上げます。

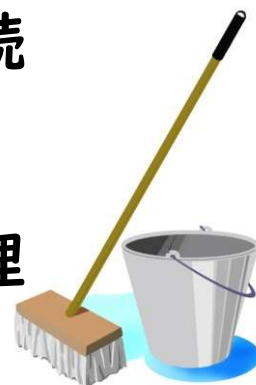
※災害時の井戸水の提供は、井戸所有者（管理者）のご協力のもとに成り立つものです。災害時に利用者となる方は所有者と**日頃から顔の見える関係**づくりが重要となります。

2 井戸の登録について

◎ 市内にある井戸で、今後も引き続き使用する予定のもの。

◎ 所有者（管理者）により適切に管理されているもの。

◎ 災害時、近所の方等に井戸水を無償で提供いただけるもの。



ご注意

トイレ・洗濯等の生活用水としての利用を想定しているため、市による水質検査は行いません。

登録手続きの流れ

- ① 申請 「(様式第1号) 災害協力井戸登録申請兼承諾書」に必要事項を記入し、危機管理政策課へ提出（メール、郵送可）
- ↓
- ② 現地調査 職員による現地確認（井戸の場所等）を行います。
- ↓
- ③ 登録 登録可能な井戸については、所有者（管理者）「(様式第2号) 小松島市災害時協力井戸登録決定等通知書」を郵送
- ↓
- ④ 公表 同意をいただいた方に限り、登録情報を市ホームページにて公開

お願い

登録内容に変更が生じましたら、お手数ですが、小松島市危機管理政策課まで連絡をお願いします。

連絡先 0885-32-2227

※(様式第3号)災害時協力井戸登録解除申請書の提出が必要となります。

例えば

- ・ 転居、売買等のため、登録を解除したい。
- ・ 工事のため井戸を埋めてしまった。
- ・ 井戸水が上がらなくなり、枯れてしまった。等

3 災害が起きたら！

◎ 井戸の状況や周囲の安全（隣接する建築物や塀等の構造物の倒壊等）を確認し、協力できる範囲内で、自主的に井戸水を近隣被災者の方々に提供してください。

※ 災害発生時は、まずはご自身やご家族の安全を確保し、その後、家財等の状況を確認してください。

◎ 井戸水を提供していただく場合、特定の利用者に偏ることなく、公平に井戸水の提供をお願いいたします。

◎ 井戸水を提供していただく場合、（念のため）飲料用として提供しているものでない旨をお伝えください。

※ 地震等により、水質が変動している可能性があります。井戸水は、生活用水（トイレや洗濯用等）としてご提供ください。

4

利用される方の注意事項!

井戸水の提供は、井戸設置者の善意により行われています。提供について、絶対的な義務を負うものではありません。

井戸水の提供を受ける場合、以下の事項について御了承願います。

- ① 井戸水の提供は、震災等大規模災害の発生時のみです。
水道工事等による一時的な断水時等は利用できません。
- ② 井戸水を提供できない場合があります。
災害により、井戸が壊れた場合や停電によりポンプが使用できない場合等、井戸設置者（提供者）が井戸水の給水を制限又は中止する場合があります。
- ③ 井戸水は飲み水としての提供ではありません。
トイレや洗濯用水等の生活用水として利用してください。
- ④ 特定の利用者に多量に提供することはできません。
- ⑤ 井戸水を運ぶ容器は、利用者でご用意ください。
持ち運びも、原則、利用者の方が行ってください。
- ⑥ 井戸設置者（提供者）の責任の免除
井戸水の提供を受けた結果、井戸設置者（提供者）の故意でなく、利用者の身体及びその所有する物品に被害が生じた場合は、市や提供者にその責を問うことはできません。